

平成23年度

北海道国有林の主な取組み

～森林・林業の再生と多面的機能の持続的発揮～



（ザウルスロボ：十勝東部森林管理署管内）

林 野 庁

北海道森林管理局



平成 23 年度北海道国有林の主な取組み事項
～森林・林業の再生と多面的機能の持続的発揮～

I	森林・林業再生プランの推進	1
1	民有林と国有林の連携	2
	(1) 森林の流域管理システムの推進	
	(2) 森林共同施業団地の設定	
2	低コストで高効率な森林施業の推進	4
	(1) 丈夫で簡易な路網整備の加速化	
	(2) 伐採搬出作業の低コスト・高効率化	
	(3) 造林保育作業の効率化	
3	担い手となる林業事業体の育成	7
4	国有林材の安定的な供給	8
5	木材利用推進のための多様な取組み	9
	(1) 庁舎等の建築における取組み	
	(2) 土木工事等における取組み	
	(3) 土場残材等未利用資源の利用拡大	
6	フォレスターなど人材の育成	12
II	森林吸収源対策の推進と生物多様性の保全	13
1	森林吸収源対策の推進	14
2	生物多様性の保全	15
	(1) 「森林生態系保護地域」など保護林の拡充と評価	
	(2) 地域住民との協働による自然再生	
III	国民生活の安全・安心の確保	17
1	国民生活を守る治山事業と森林づくり	18
	(1) 昨夏の集中豪雨災害の復旧	
	(2) 市民等との協働による森林づくりの展開	
2	エゾシカ対策の積極的な推進	20
	(1) エゾシカ被害の実態把握	
	(2) 生体捕獲による資源としての利用	
	(3) 関係機関との連携等による効率的な駆除	

IV	国際森林年における取組み	23
1	森林についての理解の醸成	24
2	森林環境教育の推進	25
3	森林とのふれあいの推進	27
4	グリーン・サポート・スタッフによるパトロールの実施	28
5	森林環境保全ふれあいセンターにおける国際森林年の取組み	29
6	知床における国際森林年の取組み	30
7	林道ゲートの適切な取扱い	31

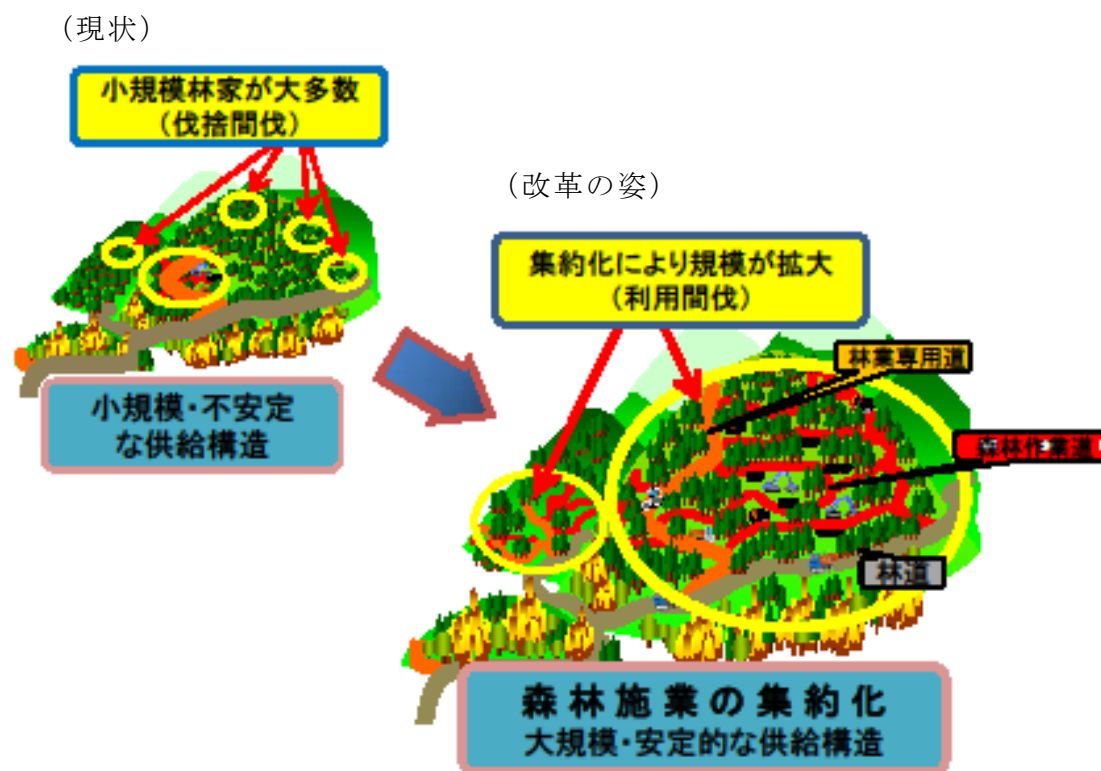
(参考) 平成23年度の主要事業量、予算、収穫量等

I 森林・林業再生プランの推進

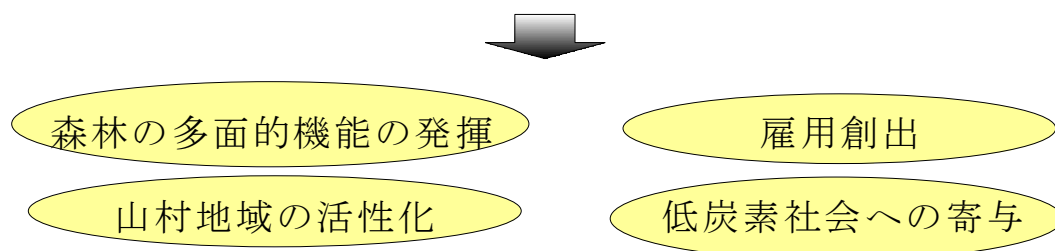
昨年11月に森林・林業基本政策検討委員会が森林・林業再生プラン推進本部に報告した同委員会の最終とりまとめ「森林・林業の再生に向けた改革の姿」に基づき、本年度から「森林・林業再生プラン」が本格的に動き出します。

北海道森林管理局は、これまでも、持続可能な木材資源の供給源としてのみならず、我が国の温室効果ガス削減に寄与する森林吸収源、水土保持や森林レクリエーションをはじめ道民からの様々な要請にこたえる公共財、さらには多様な生物や生態系が存立する場として、北海道の森林の55%を占める国有林の管理経営に努めてきましたが、今年度は、さらに、その組織・技術力や資源・フィールドを活用し、北海道における「森林・林業再生プラン」の推進に主体的な役割を果たし、地域における雇用の創出と経済の活性化に貢献します。

森林・林業再生プランのポイント



林業の活性化を通じて



1 民有林と国有林の連携

(1) 森林の流域管理システムの推進

森林の有する公益的機能の発揮に対する国民のニーズが多様化・高度化してきている一方、林業採算性の悪化や山村地域の過疎化・高齢化により、間伐など必要な森林整備が進んでいない状況を踏まえ、平成3年、流域を単位として全国を158の計画区（内、北海道は13の計画区）に区分し、それぞれの流域において民有林と国有林が一体となり、また、流域内の上・下流が協力して流域内の森林づくりや林業、木材産業の振興を図る「森林の流域管理システム」による取組みを始めました。

○ 森林の流域管理システム



国有林においては、流域管理システムの一層の推進を図るため、平成13年度から「国有林野事業流域管理推進アクションプログラム」を流域毎に策定しており、平成23年度は、前年度からの3カ年計画である第4次アクションプログラムに基づき、次の6項目に課題を絞り込んで実施メニューを作成し、具体的な取組みを実施していくこととしていますが、①～③の3項目は「森林・林業再生プラン」を実現するために国有林に強く求められている課題ですので、特に重点的に取り組みます。

- ① 木材安定供給体制の確立に向けた計画的な木材供給の推進
- ② 森林共同施業団地設定など民有林と国有林が一体となった施業の共通化・合理化
- ③ 事業の安定的・計画的発注や研修に必要な国有林フィールドの提供等を通じた林業技術の普及・啓発と林業事業体の育成
- ④ 国民生活の安全・安心を確保するための治山事業や森林保全に関わる情報の提供
- ⑤ 野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組みの推進
- ⑥ 上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報の提供やニーズの把握等

(2) 森林共同施業団地の設定

北海道森林管理局は、流域管理システムの一層の推進に向けて、民有林と国有林による森林共同施業団地の設定に取り組んでいます。

森林共同施業団地の設定状況は、平成21年度末時点では2森林管理(支)署での設定のみでしたが、平成22年度に新たに7森林管理(支)署で設定し、現在、9森林管理(支)署で設定されています。

森林共同施業団地が設定されると、集約的な森林施業が期待でき、路網の共用や高性能林業機械を活用した低コスト生産による森林所有者の経費軽減が可能となり、また、林業技術の普及・啓発等を図るための研修の場、森林環境教育や林業体験活動を図る場等として森林共同施業団地を活用することにより、森林の流域管理システムのより一層の推進を図ることが可能となり、森林・林業再生プランの推進に大いに貢献します。

そのため、平成23年度も、引き続き森林共同施業団地の設定に取り組むとともに、設定後の団地においては、協定締結者と連携・協議し、森林施業等の共通化や技術検討会の開催等に取り組んでいきます。



弟子屈地域森林整備に関する協定の調印式

○ 森林共同施業団地設定の協定締結状況

署(支)名	協 定 名	協定締結相手	協定締結年月日
石狩	積丹地域森林整備推進協定	積丹町 外	H 20. 11. 20
東大雪	新得地域森林整備に関する協定	新得町	H 21. 2. 18
上川北部	二の橋・溪和・班溪地区森林整備推進協定	下川町	H 22. 12. 10
宗谷	中頓別(豊平地域)森林整備に関する協定	中頓別町	H 23. 1. 21
網走西部	支湧別地域森林整備に関する協定	遠軽町	H 23. 1. 31
根釧西部	弟子屈地域森林整備に関する協定	弟子屈町	H 23. 2. 7
留萌北部	初山別地域森林整備に関する協定	留萌振興局外	H 23. 3. 7
上川中部	越路・豊原・共進地区森林整備推進協定	上川町 外	H 23. 3. 18
西紋別	白鳥地区森林整備推進協定	滝上町 外	H 23. 3. 18

問い合わせ先

北海道森林管理局 企画課

TEL : 050-3160-6271 FAX : 011-622-5194

北海道森林管理局 計画課

TEL : 050-3160-6283 FAX : 011-614-2652

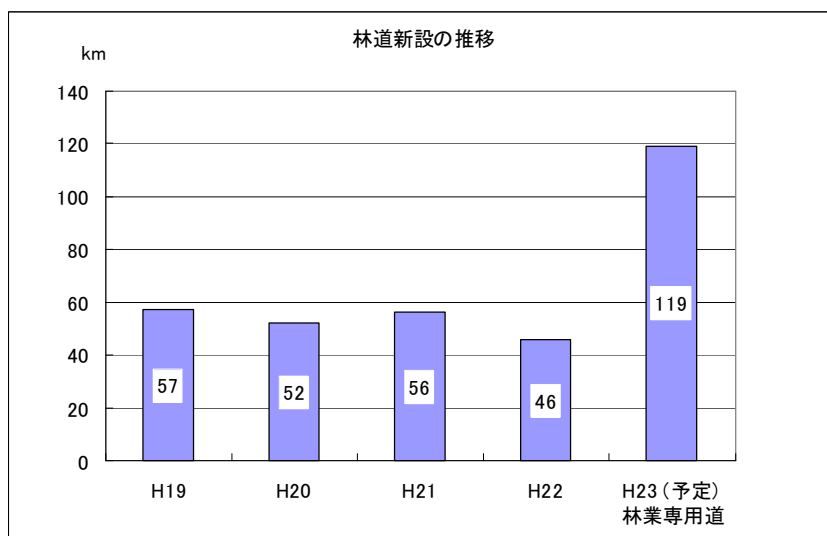
2 低コストで高効率な森林施業の推進

(1) 丈夫で簡易な路網整備の加速化

森林・林業再生プランでは、林道、林業専用道、森林作業道が一体となった効率的な路網整備が必要とされています。

北海道森林管理局は、新たな林道は開設せず、幹線となる既存の林道を補完し、普通自動車（10t積程度のトラック）や林業用車両（大型ホイールタイプフォワード等）の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を持つ林業専用道の整備を進めます。

また、森林作業道については、木材の集材等のために主として林業機械の走行を予定しており、林業専用道より高密度な配置が必要となる道であり、経済性を確保しつつ丈夫で簡易な構造により整備を進めます。



林業専用道のイメージ



森林作業道のイメージ

問い合わせ先

北海道森林管理局 森林整備第二課

TEL: 050-3160-6289 FAX: 011-614-2654

北海道森林管理局 販売第二課

TEL: 050-3160-6296 FAX: 011-614-2654

(2) 伐採搬出作業の低コスト化・高効率化

林業採算性の向上を図るためには、合理的に配置された路網と伐採搬出作業全体を通じて生産性が高まるような人員や林業機械の配置による低コスト・高効率作業システムを構築することが重要となっています。

このため、北海道森林管理局は、人工林間伐を実施していく際に積極的に低コスト・高効率作業システムを導入しており、平成22年度には、丸太生産量の5割弱を同システムで実施しました。

平成23年度は、森林作業道の整備を更に推進し、丸太生産における低コスト・高効率作業システムの更なる拡大に取り組むとともに、民有林関係者も含めた現地検討会を開催し、民有林への普及にも努めます。



高性能林業機械の組合せによる作業
(根釧西部森林管理署管内)



普及のための現地検討会の開催
(根釧西部森林管理署管内)



ハーベスタ(※1)による伐倒
(空知森林管理署管内)



フォワーダ(※2)への積込
(空知森林管理署管内)

(※1) ハーベスタとは、従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い(伐倒木から枝を取り除いて幹だけにすること)、玉切り(伐倒木の幹を丸太に切り分けること)の各作業と玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

(※2) フォワーダとは、ハーベスタ等が玉切りした丸太を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。主として森林作業道上を走行する。

— 問い合わせ先 —

北海道森林管理局 販売第二課

TEL: 050-3160-6296 FAX: 011-614-2654

(3) 造林保育作業の効率化

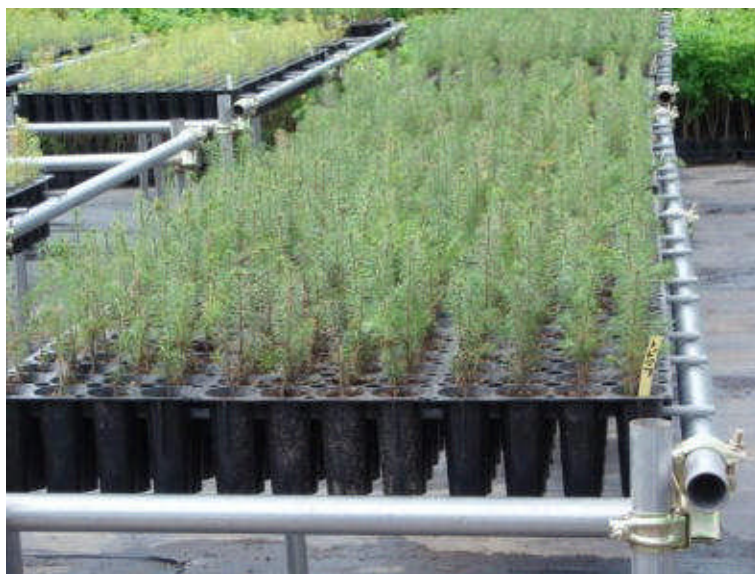
林業の採算性を更に向上させるためには、林業経営コストの相当部分を占める苗木の植付や保育作業についても作業効率の改善を図る必要があります。

このため、植付効率の向上等によるコスト低減効果が認められつつあるマルチキャビティコンテナ苗（以下、「コンテナ苗」という。）（※）による植付の取組みを始めます。

平成23年度は、一部の国有林において、コンテナ苗の植付を行い、作業工程や成育状況等のデータ収集を行います。



コンテナ苗（トドマツ3年生）



コンテナ苗の育生状況（トドマツ3年生）

（※）マルチキャビティコンテナとは、空気に触れると根の生長を停止するなどの性質を利用し、宙に浮かせて苗を生育することにより鉢底の根まわりを防ぎ、コンテナ苗の根を充実させることができる。小型軽量で運搬貯蔵が容易であり、一般に活着率が良く、植付の適期が広がるなどのメリットがある。

問い合わせ先

北海道森林管理局 森林整備第一課

TEL：050-3160-6288 FAX：011-614-2654

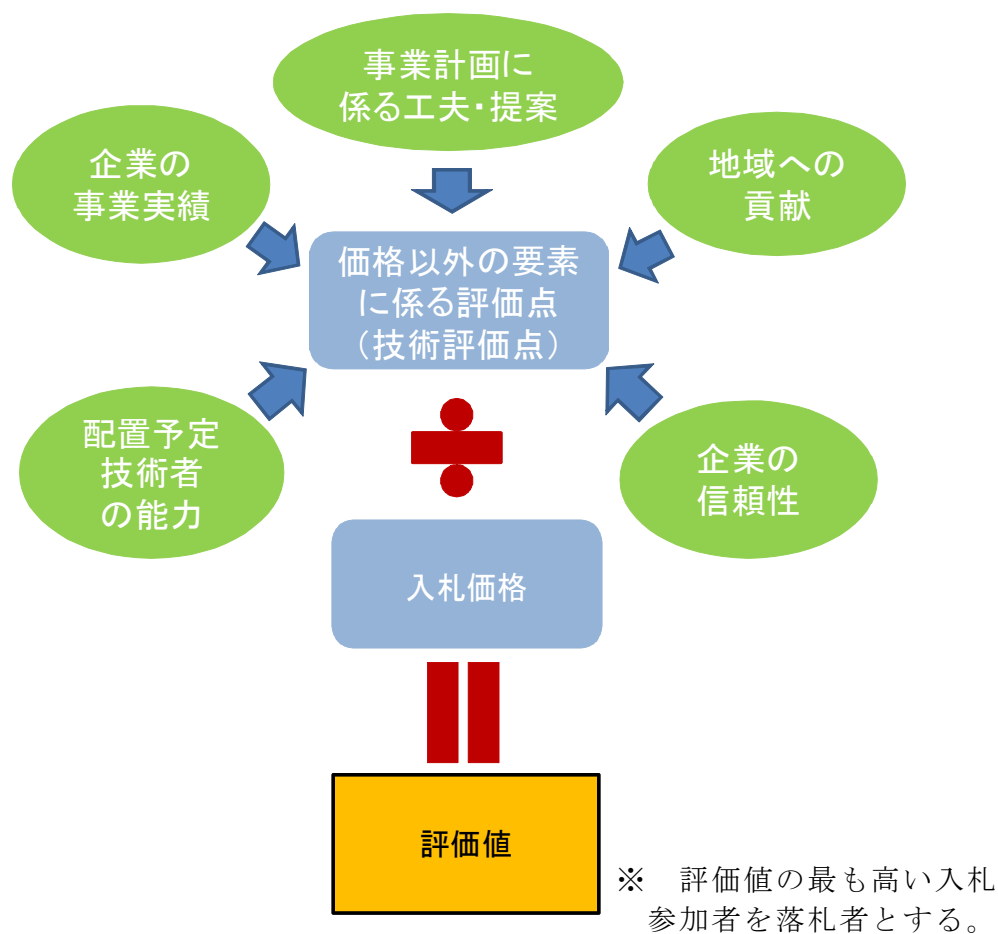
3 担い手となる林業事業体の育成

森林・林業再生プランの実現に向けて、低コスト・高効率作業システムの確立と併せて、同システムに適応できる生産性の高い林業事業体を育成することが不可欠となっています。

そのためには、林業事業体が年間を通じた事業量を確保する中で林業機械化の推進、オペレータの育成を図ることが重要であることから、北海道森林管理局は、安定的な事業の発注に努めるとともに、年度当初に事業の発注見通しを示すことや複数年間の事業を一括して発注する民間競争入札制度を新たに導入することとしています。

また、林業事業体の創意工夫や技術力を最大限発揮できるよう、事業の一般競争入札において林業事業体の育成にも資する総合評価落札方式を導入しているところです。

○ 総合評価落札方式のイメージ



問い合わせ先

北海道森林管理局 森林整備第一課

TEL : 050-3160-6288 FAX : 011-614-2654

北海道森林管理局 販売第一課

TEL : 050-3160-6295 FAX : 011-614-2654

北海道森林管理局 販売第二課

TEL : 050-3160-6296 FAX : 011-614-2654

4 国有林材の安定的な供給

北海道森林管理局は、道産材の安定供給の体制整備や需要拡大を促進するため、間伐材等を低コストで効率的に生産する作業システムの早期定着等を図るとともに、同システムで生産された国有林材の安定的な供給に取り組みます。

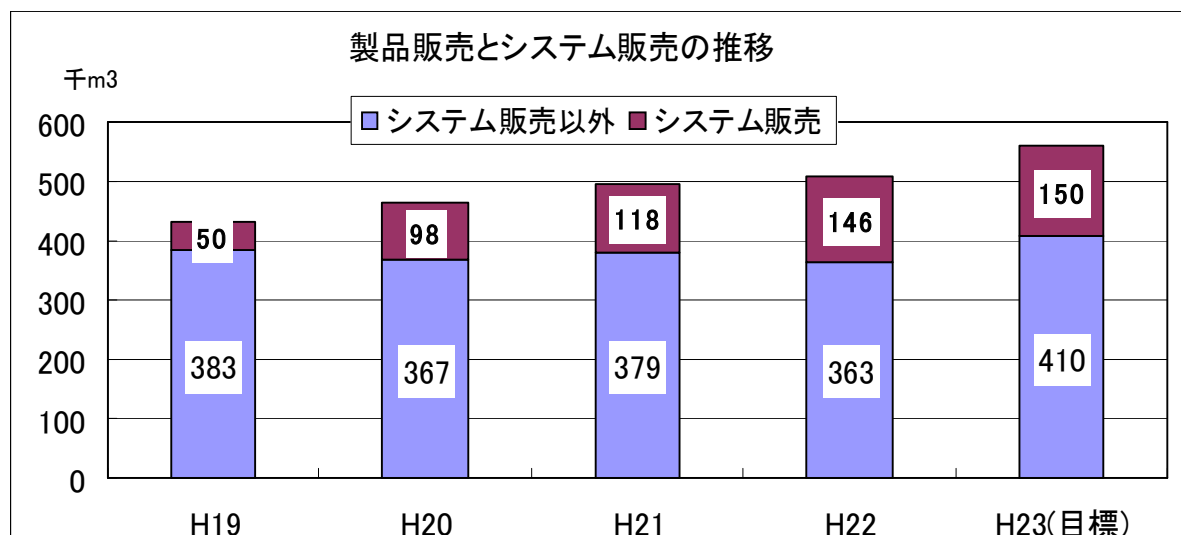
平成23年度は、製品(丸太)の状態で販売するものを56万 m^3 、立木の状態で販売するもの46万 m^3 を計画しています。

このような中、間伐材等の販売を通じて、需要・販路の確保・拡大、需要者における加工・流通の合理化や低コスト化、木材利用の拡大等を促すことで道産材の付加価値の向上に寄与することを目的に、製材工場等と協定を締結し、協定に基づき国有林材を安定的に供給するシステム販売を実施しています。

平成23年度の製品(丸太)のシステム販売については、15万 m^3 の協定締結を目標に取り組みます。

また、利用間伐の拡大や木質バイオマス利用等の需要開発を目的とする立木のシステム販売にも取り組みます。

なお、3月11日に発生した東日本大震災の復旧用杭丸太適材の供給要請に対応できるようにその資材の確保及び機動的な販売に努めます。



問い合わせ先

北海道森林管理局 販売第一課

TEL: 050-3160-6295 FAX: 011-614-2654

北海道森林管理局 販売第二課

TEL: 050-3160-6296 FAX: 011-614-2654

5 木材利用推進のための多様な取組み

(1) 庁舎等の建築における取組み

木材は、地球環境に優しいカーボンニュートラル(※1)な素材であることから、木質バイオマス(※2)としてエネルギー源に利用すれば、石油・石炭等の化石燃料に代替することにより脱化石燃料化を図ることになります。また、建築用の資材、まな板などの日用品の材料として利用すれば、その間、炭素を木材の中に固定しておくことができます。このため、木材は低炭素社会づくりを通じた地球温暖化の防止に貢献する素材と言えます。木材は、それに加え、断熱性、調湿性、衝撃緩和等の性質に富むほか、木の香りにより人をリラックスさせる効果がある人にやさしい素材です。

北海道森林管理局は、これまでも、森林管理署・森林事務所等の庁舎や宿舎を新築する場合には、主として道産材を使用した木造建築を推進するとともに、木造建築の事例として来庁者等に木の良さを理解していただくことにより、木造建築の普及と木材利用の推進に努めてきました。平成23年度は、昨年10月1日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、庁舎等の建築における木材利用の更なる推進に取り組みます。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称：グリーン購入法)により、間伐材パルプを混ぜた紙も環境物品に加えられたことを踏まえ、平成21年度からは法律に基づく環境物品として間伐材を使用した紙の使用に努めており、平成23年度も引き続き間伐材を使用したコピー用紙などの使用に努めています。



上川北部森林管理署和寒森林事務所官舎

- (※1) 木材は、燃焼するとCO₂を放出しますが、これは木が光合成により成長する過程で大気中から吸収して固定したものであるため、成長過程まで含めると全体として大気中の二酸化炭素の増減に影響を及ぼしません。このような性質を「カーボンニュートラル」と呼んでいます。
- (※2) バイオマスとは、動植物から生産される再生産可能な有機性資源のことであり、木質バイオマスとしては、一般的建築用材・パルプ・チップなどに加え、建築廃材、製材工場等で発生する端材及び木材を伐採・搬出する過程で発生する末木枝条等の林地残材があります。

問い合わせ先

北海道森林管理局 企画課

TEL : 050-3160-6271 FAX : 011-622-5194

北海道森林管理局 経理課

TEL : 050-3160-6281 FAX : 011-622-5315

(2) 土木工事等における取組み

木材利用の推進を図るため、北海道森林管理局は、国有林内の治山・林道工事においても、間伐材を積極的に利用しています。

平成23年度は、以下の取組みにより、工事費1億円当たり200m³以上の間伐材使用を目指します。

○海岸防災林における取組み

海岸防災林造成において苗木の生育条件を改善するため、三角防風柵を設置し、柵の中には木材チップを敷き均します。



三角防風柵（檜山森林管理署管内）

○溪間工及び土留工における取組み

比較的簡易な構造物については、自然環境との調和にも資するため、木製溪間工・木製土留工等の設置を行います。



木製の溪間工（渡島森林管理署管内）

○コンクリート製の施設における取組み

コンクリートの溪間工等についても、間伐材を利用した撤去不要な残置式の丸太型枠や間伐材をチップ化した緑化基盤材など、間伐材の利用を推進します。



残置式丸太型枠（日高北部森林管理署管内）

○林道工事における取組み

標識や側溝などに自然環境への負荷の少ない木製構造物を設置し、間伐材の利用促進とともに林道施設と自然環境との調和を図っていきます。



木製土留工（十勝東部森林管理署管内）

問い合わせ先

北海道森林管理局 森林整備第二課

TEL : 050-3160-6289 FAX : 011-614-2654

北海道森林管理局 治山課

TEL : 050-3160-6297 FAX : 011-614-2654

(3) 土場残材等未利用資源の利用拡大

近年、間伐の実施に伴い発生する林地残材等の未利用資源を木質ボード、畜産用敷料、ペレット原料、ボイラー燃料として利用したり、石炭火力発電で混焼利用する取組みが行われています。

現在は、比較的まとまっていて集荷条件の良い土場周辺にある土場残材について販売していますが、今後は、土場残材の更なる利用拡大に努めるとともに、現状では伐採搬出過程で林内に放置される末木枝条を丸太と一緒に搬出し効率的に利用する技術の開発にも取り組みます。

また、木質ペレットストーブ、ボイラーの普及を図るため、市町村、森林組合等と連携して作成したリーフレットを植樹祭等で配布します。



土場残材



木質ペレットストーブ



木質ペレット等のPR用リーフレット

問い合わせ先

北海道森林管理局 販売第一課

TEL : 050-3160-6295 FAX : 011-614-2654

北海道森林管理局 販売第二課

TEL : 050-3160-6296 FAX : 011-614-2654

6 フォレスターなど人材の育成

森林・林業再生プランのポイントは、戦後造成し、現在充実しつつある森林資源を有効に活用するとともに、無秩序な伐採の抑制や適切な更新を確保し、持続可能な森林経営を実現していくため、新たな森林計画を実効あるものとすることです。

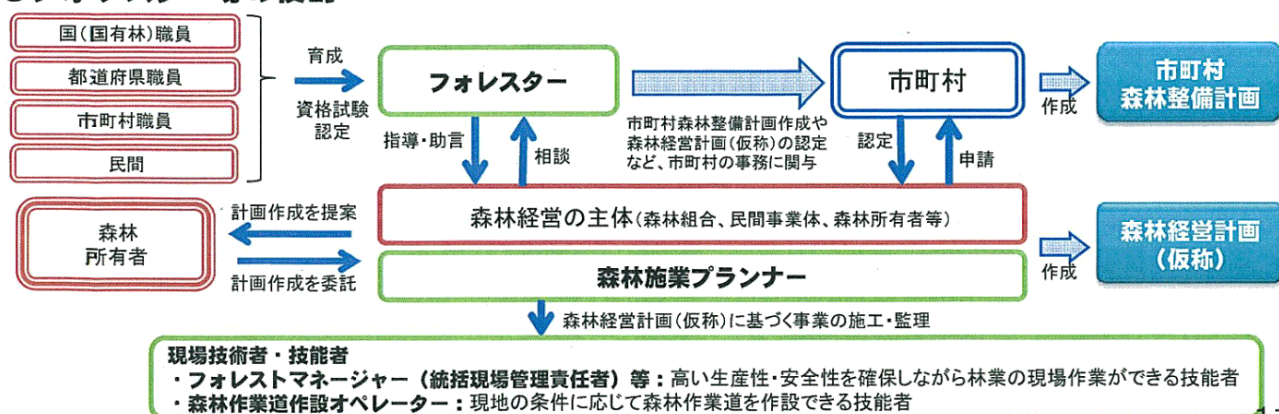
そのためには、市町村森林整備計画の策定や森林経営計画（仮称）の認定・実行監理など森林計画制度の運用を現場で担う市町村を技術面から支援する新たな人材として、高度な知識・技術と豊富な実務経験を有するフォレスターの育成と活用が不可欠なものとなっています。

また、対象区域内の森林所有者をまとめ森林経営計画（仮称）を作成するキーパーソンになる森林施業プランナーや森林作業道を地形、地質等の現地の条件に応じて開設したり高性能林業機械を操作したりするオペレーターなどの現場の技術者・技能者の育成が不可欠となっています。

このような中、平成23年度以降、北海道森林管理局は、森林・林業再生プランを踏まえ、国有林野の多様な立地を活かして、北海道における森林経営のニーズに最も適した研修フィールドや技術を提供することなど集合研修（准フォレスター研修、林業専用道技術者研修）等を実施し、人材を計画的に育成していく予定です。

なお、准フォレスターとは、フォレスターが認定され本格的に始動するまでの間、都道府県職員や国職員等のうち森林計画制度に関する研修（准フォレスター研修）を受けた者を認定するものであり、市町村森林整備計画の策定等の支援業務を行います。

○フォレスター等の役割



問い合わせ先

北海道森林管理局 指導普及課

TEL：050-3160-6285 FAX：011-616-4021

Ⅱ 森林吸収源対策の推進と生物多様性の保全

昨年12月、メキシコ・カンクンで開催された気候変動枠組み条約第16回締約国会議（COP16）において「カンクン合意」が採択され、同合意は、産業革命以前からの気温上昇を2度以内に抑えることを呼びかけるとともに、先進国、途上国共に温室効果ガスの排出抑制に向けた目標や計画を設定することを訴えました。北海道森林管理局は、森林の二酸化炭素吸収量を確保するため、引き続き森林の整備に取り組み、森林吸収源対策を推進します。

また、昨年10月、名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において「名古屋議定書」とともに「愛知ターゲット」が採択され、2020年までの具体的な目標が示されました。

北海道の国有林には、希少な野生生物等が生息・生育していることから、持続的な森林経営の一環として、豊かな森林生態系をより良い形で効果的に保全し、次の世代に引き継いでいくため、「森林生態系保護地域」など保護林の拡充に取り組みとともに、地域住民との協働による自然再生の取り組みを進めてきましたが、今年度は、これらの取り組みを更に充実させていきます。

○ 保護林の拡充

	H22.4（拡充前）	H23.4（拡充後）
面積	198,161.78 ha	344,590.17 ha
北海道国有林に対する割合	6.46 %	11.23 %



日高山脈（日高町沙流川流域上流）



大雪山系（新得町十勝川流域上流）

【愛知ターゲット（抜粋）】

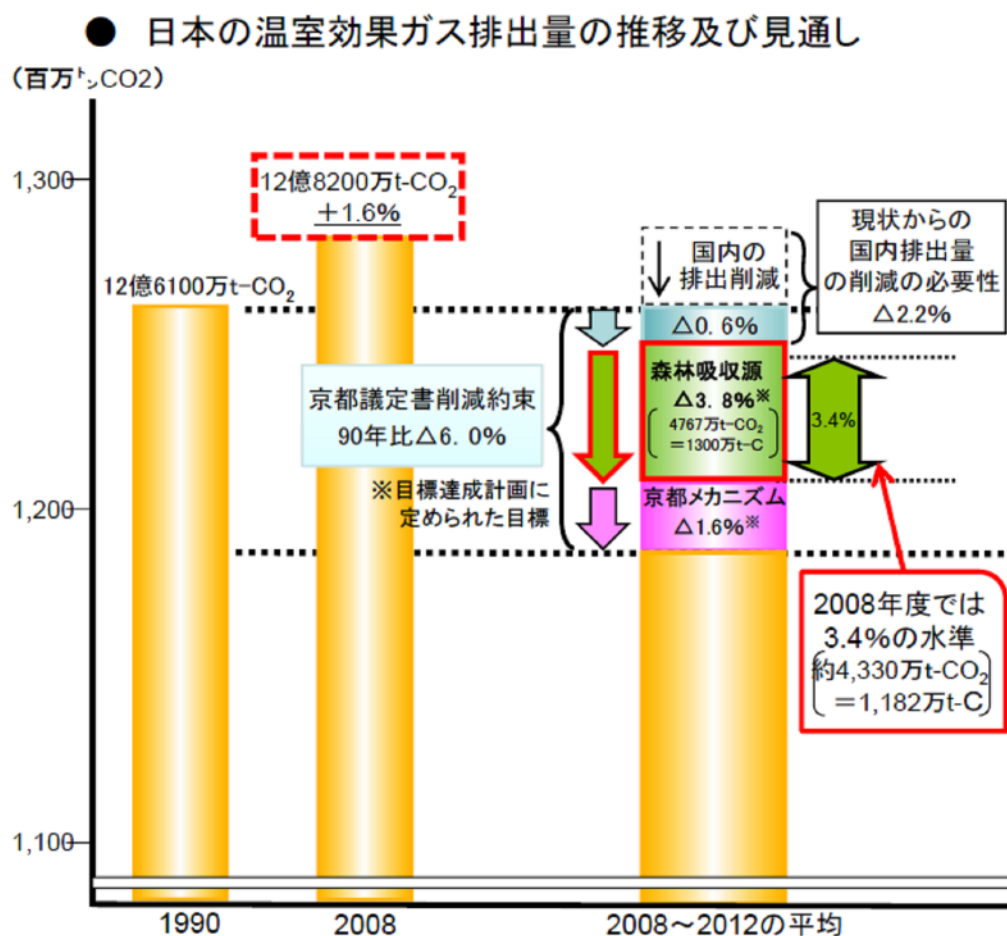
（個別目標）

- ・遅くとも2020年までに、生物多様性に悪影響をもたらす補助金などの仕組みは、多様性への負の影響を回避、あるいは最小にとどめるため廃止、段階的廃止もしくは改革する。生物多様性の保全と持続的な利用に役立つ奨励措置を導入する。
- ・2020年までに、森林を含むすべての動植物の生息域の損失速度を可能ならゼロに近づけ、少なくとも半減し、劣化や破壊を大幅に減らす。
- ・2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。
- ・2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%を保護地域等によって保全される。

1 森林吸収源対策の推進

平成9年に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（C O P 3（京都会議））において、温室効果ガス排出量についての数値目標等を定めた京都議定書が採択され、その後、我が国の温室効果ガス削減目標について、森林吸収源として算入できる上限は1,300万炭素トンと定められました。森林吸収源の対象となる森林は、平成2年以降に間伐等の森林整備等により適切な森林経営が行われている森林に限られることから、北海道森林管理局は、間伐等の森林整備を積極的に推進します。

間伐等の森林整備は、地球温暖化防止の効果があることに加え、森林・林業再生プランの目標である10年後の木材自給率50%以上の達成や、国土保全など森林の持つ公益的機能の発揮に必要不可欠な活動であり、今後とも計画的に進めていきます。



問い合わせ先

北海道森林管理局 計画課

TEL: 050-3160-6283 FAX: 011-614-2652

北海道森林管理局 森林整備第一課

TEL: 050-3160-6288 FAX: 011-614-2654

北海道森林管理局 販売第一課

TEL: 050-3160-6295 FAX: 011-614-2654

北海道森林管理局 販売第二課

TEL: 050-3160-6296 FAX: 011-614-2654

2 生物多様性の保全

(1) 「森林生態系保護地域」など保護林の拡充と評価

「森林生態系保護地域」など保護林は、大正４年（1915 年）に発足した国有林独自の制度であり、天然林等を貴重な自然環境として適切に保護するために設定された区域です。北海道森林管理局は、平成２２年度に貴重な野生動植物が生息する「大雪山・日高山脈森林生態系保護地域」等の大幅な拡充を行いました。

○ 森林生態系保護地域等の面積

	(再編・拡充前) 平成２２年４月	(再編・拡充後) 平成２３年４月
大雪山	10,867.29 ha	79,860.05 ha
日高山脈	66,351.40 ha	143,787.03 ha
緑の回廊	19,264.63 ha	17,367.62 ha

また、国有林では、保護林の概況を把握し、その機能を高めるため、平成１９年度から新たに保護林における植生等のモニタリング調査を行うとともに、「保護林管理強化対策事業検討委員会」を設置し、保護林の機能について継続的に評価することとしています。

北海道森林管理局は、５年周期で全道の保護林を調査・評価することとしており、平成２３年度は、調査１順目の最後となる後志胆振・石狩空知・上川北部の３計画区に設定されているすべての保護林を対象として、空中写真の判読や現地における調査、定点における撮影等を行うとともに、専門家による調査結果の評価を行います。



雌阿寒トドマツ保護林（２２年度調査）
通導障害、酸性雨等いくつかの原因が疑われる
トドマツの立ち枯れが発生。原因解明のための
詳細な調査が必要（根釧西部森林管理署管内）



イチイ純林保護林（２２年度調査）
エゾシカ食害が発生。防除対策が必要
（根釧東部森林管理署管内）

問い合わせ先

北海道森林管理局 計画課

TEL：０５０－３１６０－６２８３ FAX：０１１－６１４－２６５２

北海道森林管理局 指導普及課

TEL：０５０－３１６０－６２８５ FAX：０１１－６１６－４０２１

(2) 地域住民との協働による自然再生

北海道森林管理局は、平成１９年度に生物多様性検討委員会において「にしんの森再生プロジェクト」（留萌南部森林管理署管内）と「北限のブナ復元プロジェクト」（後志森林管理署管内）を立ち上げ、森林の生物多様性を評価するための調査や専門家を交えた現地検討会を実施するとともに、地元の住民団体と協働してササ生地への多様な樹種の植込み等を行ってきました。

平成２３年度は、引き続き住民参加の森づくり活動を実施するとともに、これまでの試行的取組みの経過観察を続け、必要に応じて生物多様性に関する補足調査を実施します。

また、北海道には、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が２箇所設置されており、湿原に係る自然再生に取り組んでいます。

釧路湿原上流域の雷別地区国有林（根釧西部森林管理署管内：標茶町）では、水土保持機能を高め、シラルトロ沼とその上流の河川や湿原を保全するため、高林齢のトドマツが立ち枯れて疎林となった箇所を対象として、生物多様性に配慮しながら地域住民と協働による郷土樹種の植栽等により森林を再生する事業を実施します。

サロベツ湿原に隣接する稚咲内海岸砂丘林（宗谷森林管理署管内：豊富町・留萌北部森林管理署管内：幌延町）では、大小１００以上の湖沼が存在するなかで、近年、湖沼が原因不明の水位低下等により減少傾向にあることから、周辺の森林環境への影響が危惧されており、水位低下の原因や周辺の生態系への影響についての調査により得られた科学的なデータに基づき必要な対策を立て、自然再生に取り組みます。



雷別地区自然再生事業地でのボランティア植樹



稚咲内海岸砂丘林の湖沼での水位計による水位調査

— 問い合わせ先 —

北海道森林管理局 指導普及課

TEL：０５０－３１６０－６２８５ FAX：０１１－６１６－４０２１

Ⅲ 国民生活の安全・安心の確保

昨年7月から8月にかけて局所的な集中豪雨により、芦別市野花南における地すべりをはじめ道内各地において森林被害が発生しました。

森林は、土砂の崩壊や流出を防ぎ、水資源をかん養するなど国民生活の安全・安心を確保するために欠かすことのできない様々な公益的機能を有していますが、森林被害の跡地を放置しておくと、こうした重要な機能の発揮に大きな支障を及ぼすのみならず、更なる被害の拡大をもたらすことが心配されることから、今年度は野花南の地すべり対策をはじめ昨年の集中豪雨による森林被害の速やかな復旧に取り組むとともに、平成16年9月の台風18号による風倒木被害地の復旧にも引き続き取り組みます。

また、最近、生息数が急速に増加しているエゾシカは、農業生産や住民生活に深刻な被害を及ぼしているのみならず、森林植生への食害や樹木の剥皮など森林にも被害を及ぼしており、水土保持など森林の有する公益的機能の発揮に支障を来すことが心配されるため、エゾシカによる森林被害の実態把握等に引き続き取り組むとともに、北海道、市町村や関係団体との連携を深め、更に有効なエゾシカ対策を推進します。



山腹崩壊を防止するための治山施設
（日高南部森林管理署管内）



エゾシカを生体捕獲する囲いワナ
（根釧西部森林管理署管内）

1 国民生活を守る治山事業と森林づくり

(1) 昨夏の集中豪雨災害の復旧

平成22年度は、局地的な豪雨や豪雪、火山噴火等による自然災害が日本各地で発生し、全国に大きな被害が発生しました。更に、3月11日には東日本大震災による未曾有の被害が発生し、多くの尊い生命と大切な財産が失われました。

北海道においては、7月から8月にかけて発生した局所的な集中豪雨により、芦別市野花南の地すべり災害をはじめ広い範囲で山地災害が発生し、土砂流出等により国道が通行止めになったり、飲料水の貯水池に濁水が流入し断水する等の被害が発生しました。

このような集中豪雨により発生した山地災害を早急に復旧し、安全で安心して暮らせる地域づくりに寄与するため、再度災害を防止する治山施設の設置や森林の山地災害防止機能を高める保安林の整備等を行います。



8月22日に発生した芦別市野花南の地すべり災害
(空知森林管理署管内)



8月14日の豪雨により発生した泉源ダム（飲料水専用貯水池）
周辺の山地災害（留萌北部森林管理署管内）

問い合わせ先

北海道森林管理局 治山課

TEL : 050-3160-6297 FAX : 011-614-2654

(2) 市民等との協働による森林づくりの展開

近年、地球温暖化防止や生物多様性保全などといった地球環境保全に対する国民の関心が高まる中、一般市民の方々やNPO等が行う森林ボランティア活動や森林体験活動が活発化するとともに、CSR活動（※1）の一環として森林づくりに参画する企業も増えてきています。

このような中、平成16年9月の台風18号の風倒木被害を受けた支笏湖周辺等の国有林においては、公募で集まった多数の一般市民の方々やNPO、企業等が森林管理署との森林づくりに関する協定を締結し、水土保持等の機能回復を図るべく失われた森林の再生に取り組んでいます。

また、北海道の海岸の多くは、かつては森林で覆われていましたが、開拓に伴う森林伐採や山火事等により森林が荒廃して砂漠化が進み、地域に飛砂等の被害が広がっていたため、北海道森林管理局は、えりも岬国有林（えりも町）や砂坂海岸林（江差町）等において、地元漁業者や自治体の協力を得ながら厳しい自然環境の中で植林や防風施設の設置等により緑豊かな海岸林の復旧に取り組んでいます。

平成23年度は、引き続き一般市民、地元関係者、NPOや自治体等と協力しながらこうした森林づくりの更なる展開を図ります。

なお、取組みの一つとして、地域の自然植生と考えられる様々な広葉樹を密に混ぜて植える植栽方法による植樹会（※2）を地域の皆さんに参加していただき開催します。



支笏湖周辺台風による風倒木が発生した箇所の被害状況(平成16年9月)
(石狩森林管理署管内)



平成21年度から参画した企業の植樹作業
(胆振東部森林管理署管内)

（※1）CSR とは、環境問題への配慮、地域社会への貢献など企業が果たすべき責任のことをいい、その一環としてボランティアによる森林づくり活動があります

（※2）この植樹会は、横浜国立大学の宮脇昭名誉教授に指導していただく予定です。

問い合わせ先

北海道森林管理局 指導普及課

TEL : 050-3160-6285 FAX : 011-616-4021

北海道森林管理局 森林整備第一課

TEL : 050-3160-6288 FAX : 011-614-2654

北海道森林管理局 治山課

TEL : 050-3160-6297 FAX : 011-614-2654

2 エゾシカ対策の積極的な推進

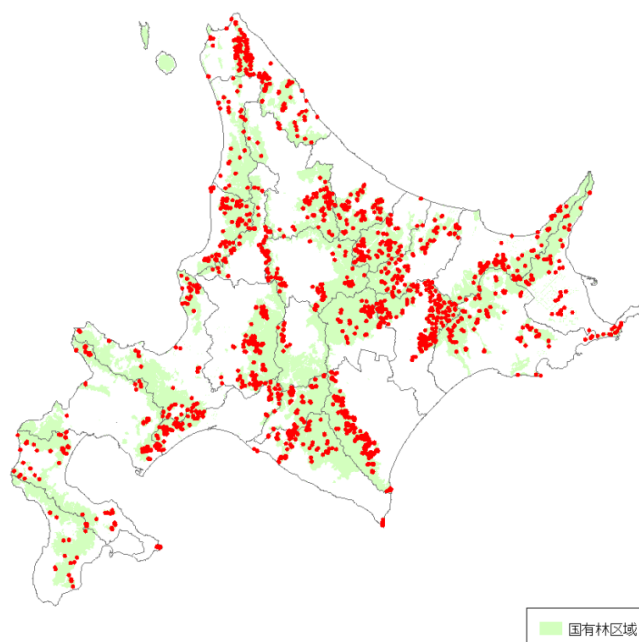
(1) エゾシカ被害の実態把握

エゾシカが生息数の拡大により森林生態系に及ぼす影響については、樹皮剥ぎによる樹木の枯死や稚幼樹を含む下層植生の消失等が多くの地域で確認されていますが、こうした被害の程度を定量的に把握する手法を確立するため、平成21年度から外部有識者による「エゾシカの立木食害等が天然更新等に与える影響調査検討会」を立ち上げ、これまで全道6地域においてモニタリングサイトを20箇所ずつ設置、森林への影響等を把握するとともに、その結果を踏まえ平成22年度はチェックシートを用いた簡易な方法で職員が行う影響調査を全道3千箇所余りで実施しました。

平成23年度は、新たに3森林管理署管内でモニタリングサイトを20箇所ずつ設定するほか、前年度実施したチェックシートを用いた職員による影響調査についても引き続き実施し、エゾシカが森林生態系に及ぼす影響の実態把握に取り組みます。なお、これらの調査結果については、関心を持つ多くの方々にも活用していただけるよう、調査データを含めて北海道森林管理局ホームページ上で順次公開していく予定です。



詳細影響調査現地検討会（空知森林管理署管内）



簡易影響調査「シカの痕跡等分布図」

(2) 生体捕獲による資源としての利用

北海道森林管理局は、エゾシカを生体捕獲する技術の確立とともに、食肉として有効に活用するシステムの構築に資するため、平成21年度から「囲いワナ」による生体捕獲を実施してきており、平成23年度も引き続きエゾシカの生息密度が高いといわれている根釧西部森林管理署管内（白糠町）及び根釧東部森林管理署管内（羅臼町）並びに新たに十勝東部森林管理署管内において「囲いワナ」による生体捕獲を実施します。また、道北を含め新たな管内においての実施を検討します。

また、事業の実施に当たっては、このほかにも、生体捕獲期間の確保と多頭数捕獲（捕獲サイクルの長期間隔化）の検討、「囲いワナ」の簡素化や設置経費の効率化に向けた事業実施体制の検証と課題等の検討及び食肉の有効活用のために流通の課題と問題点の把握を行います。

なお、北海道内ではあまり用いられていないくくりワナの実証試験を民有地近接地等において実施し、併せてワナにかかったシカの止め刺し方法についても検討を行います。



生体捕獲用囲いワナ
（根釧東部森林管理署管内）



捕獲したシカ
（根釧東部森林管理署管内）

(3) 関係機関との連携等による効率的な駆除

平成２２年度には、各種請負事業を発注する際の事業期間内に作業休止期間を設けるなど、狩猟期間内での積極的な事業休止に取り組んで銃猟禁止区域面積を前年度比３分の２に縮減するとともに、狩猟期間内に各種請負事業を実行する場合には、可能な限り日曜日・年末年始は事業を休止することにより、狩猟機会の拡大に取り組みました。

平成２３年度は、更に関係機関と事前の調整を行い、積極的に狩猟機会の拡大に向けた取組みを進めます。

また、平成２２年度には、前年度から釧路総合振興局が実施しているボランティアハンター登録活用モデル事業(※)を北海道森林管理局との共同事業として位置づけ、林道の除雪を行うなど、エゾシカ捕獲を容易にするべく支援を実施し１２５頭を捕獲しました。

平成２３年度は、関係機関と連携しつつ、実施箇所の積極的な提供や林道の除雪など捕獲効率を上げるべく引き続き同様の支援に取り組むとともに、北海道内の各自治体等が取り組む個体数調整捕獲についても、地域の要望を踏まえ、林道除雪での支援や捕獲時にシカが分散しないよう逃走防止柵の設置及びシカを餌付けして集中的に捕獲するシャープシューティングへの支援を実施するなど、個体調整の捕獲効率を上げるべく取り組みます。



ボランティアハンター

(※) ボランティアハンター登録活用モデル事業とは、事業の趣旨に賛同して無償でシカ捕獲に従事するハンターを登録し、当該者の協力により実施する有害鳥獣捕獲事業（通常の有害鳥獣捕獲は、ハンターに日当等が支給される。）。

問い合わせ先

北海道森林管理局 保全調整課

TEL：０５０－３１６０－６２７４ FAX：０１１－６２２－５１９４

北海道森林管理局 国有林野管理課

TEL：０５０－３１６０－６２８６ FAX：０１１－６１６－４０２１

北海道森林管理局 森林整備第一課

TEL：０５０－３１６０－５２１８ FAX：０１１－６１４－２６５４

IV 国際森林年における取組み

今年は、国際連合が定めた「国際森林年」です。「Forests for People（人々のための森林）」をテーマに人類の生存に欠かせない森林の多面的機能を称える重要な年です。

森林の有する多面的機能を十分に発揮させるためには、豊かな森林を守り育てていくこと、また、そのためには、国民一人ひとりが森林の機能を良く理解し、具体的に行動することが重要です。

このため、国際森林年に当たっての我が国のテーマ「森を歩く」を踏まえ、北海道森林管理局は、今年度、道内各地での「国際森林年」の関連イベント開催など効果的な取組みを展開することにより、道民一人ひとりの森林についての理解を深め、我が国の林業を再生し、豊かな森林づくりを推進するはずみになるよう取り組みます。



【国際森林年】

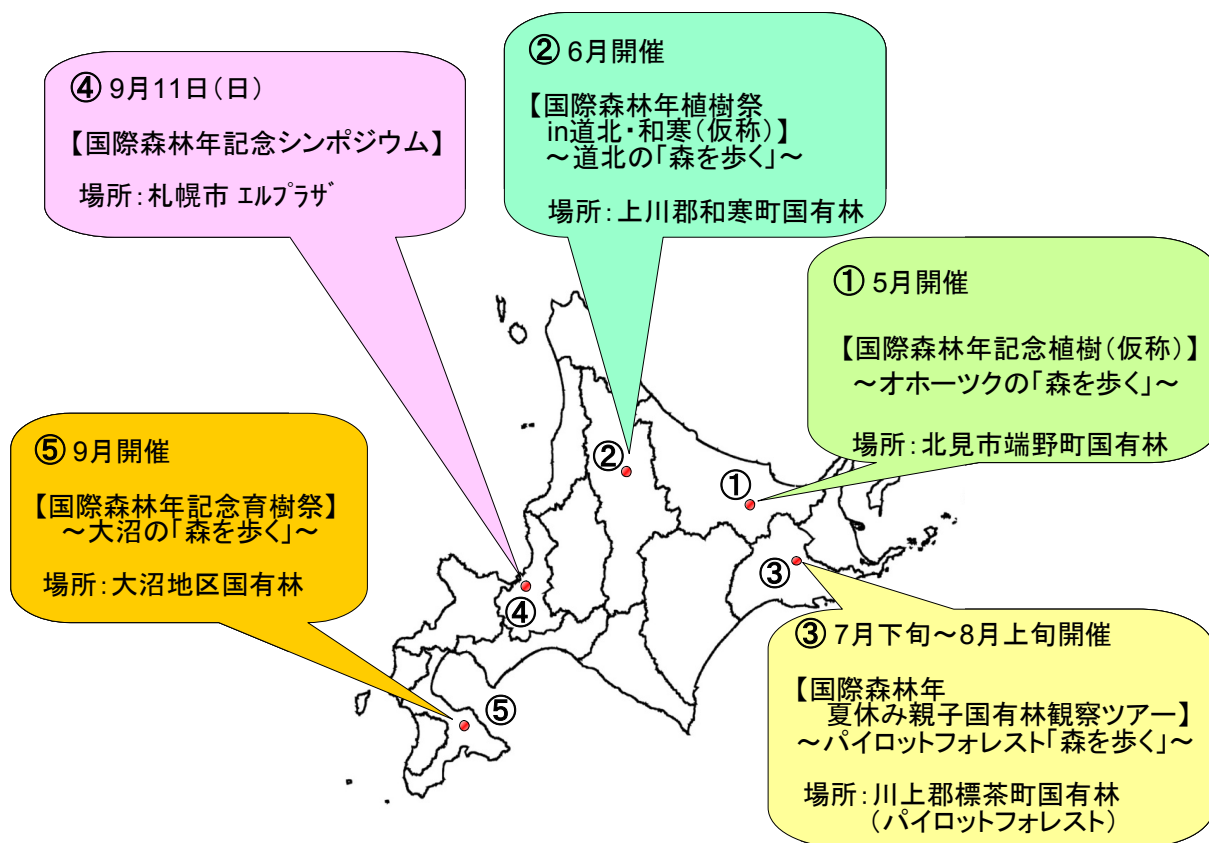
国際連合の総会は、2011年を国際森林年と決定し、各国政府、国連機関、NGO、民間セクター等に対して、現在・未来の世代のため、全てのタイプの森林の持続可能な森林経営、保全、持続可能な開発を強化することに係る認識を高めるよう求めている。

「2011国際森林年」は、緑多く公平で持続的な将来をつくるため、森林と持続可能な森林経営に係る認識を高める機会。年間を通じたイベントにより成功事例や解決方策を普及し、全てのレベルで森林に係る活動への参加を促進する。

1 森林についての理解の醸成

北海道森林管理局は、国際森林年を「森林・林業再生プラン」の実施元年として、森林・林業に対する国民の認識を高め、未来に向かって日本の森を活かし、国民が「森を歩く」年となるような活動、取組みを効果的に展開することにより、一人ひとりの森林についての理解を深め、我が国の林業を再生し、豊かな森林づくり、「国民の森林」としての取組みをより一層推進するはずみになるよう様々なイベント等を実施します。

北海道森林管理局 森づくりイベントルーin国際森林年 ～森を歩こう～



問い合わせ先

北海道森林管理局 企画課

TEL: 050-3160-6271 FAX: 011-622-5194

北海道森林管理局 指導普及課

TEL: 050-3160-6285 FAX: 011-616-4021

2 森林環境教育の推進

森林・林業体験を通して子どもたちに森林の大切さや木のぬくもりを感じてもらう実践の場として国有林をフィールドに森林教室・木工教室、植樹や枝打ちなど林業体験の実施など、小中学校等教育機関と連携した取組みを行っています。

その中でも、「遊々の森」は、学校等と森林管理（支）署とが協定を結び、学童に対して継続して植樹等の体験活動や野生動植物の観察など様々な森林環境教育を行うことができる場として国有林を提供しています。

また、「総合的な学習の時間」を活用した出前授業も行い、地域に生息する樹木について学んだり、屋内でも森林に興味や関心を持ってもらえるようなプログラムの提供をしています。

平成23年度も体験活動プログラムの提案や提供、必要な情報提供など、教育機関等が行う森林環境教育を引き続き支援していきます。



北海道栄高等学校 枝打ち体験
(胆振東部森林管理署管内)



赤平市平岸小学校 教室にて
空中写真を実体鏡で見る
(空知森林管理署管内)



上士幌町立糠平小学校 宝物をゲット！
ホオノキの葉でお面を作り地域の樹木について学ぶ
(十勝西部森林管理署東大雪支署管内)



東神楽町立志比内小学校 植樹体験
紙ポットで育てた苗木を山へ
(上川中部森林管理署管内)

問い合わせ先

北海道森林管理局 指導普及課

TEL : 050-3160-6285 FAX : 011-616-4021

北海道森林管理局の「遊々の森」

森林管理署(支署)	遊々の森名称	締結団体名
石狩森林管理署	元気の森	江別市立野幌小学校
	幌南の森	札幌市立幌南小学校
	支笏湖遊々の森	千歳市立支笏湖小学校
	かがやきの森	千歳市立泉沢小学校
	定山溪遊々の森	(財)札幌市青少年女性活動協会
	札工専学びの森	札幌工科専門学校
空知森林管理署	美遊の森	美唄市
空知森林管理署北空知支署	わんぱくの森	幌加内町立朱鞠内小学校
	どんぐりの森	幌加内町立幌加内小学校
	みんなの森	幌加内町立幌加内小学校
胆振東部森林管理署	道新ぶんぶんの森	株式会社 北海道新聞社
日高北部森林管理署	ホロシリの森	平取町立振内小学校
	良恋(いこい)の森	日高町教育委員会
留萌南部森林管理署	森の楽校 サンケベツ遊々の森	苫前町教育委員会
	森の楽校 サッタルベ遊々の森	
留萌北部森林管理署	羽幌わんぱくの森	羽幌町教育委員会
上川北部森林管理署	南小の森	名寄市立名寄南小学校
上川中部森林管理署	上小の森「エミーナ」	上川町立上川小学校
	美遊の森	旭川市立富沢小学校
上川南部森林管理署	太陽の里・ふれあいの森	富良野市
		富良野市生涯学習センター
	自然体感ニニウの森	占冠村
網走西部森林管理署	やすらぎの森	湧別町立芭露小学校
網走南部森林管理署	アッカムイの森	特定非営利法人知床自然学校
根釧東部森林管理署	クテクン自遊の森	中標津町教育委員会
十勝西部森林管理署	カムイコタン歴舟の森	大樹町教育委員会
		大樹町(分収造林契約者)
東大雪森林管理署	大雪山ふれあいの森ほろか	NPO法人ひがし大雪自然ガイドセンター
	トムラ散策路	新得町教育委員会
後志森林管理署	ふおれすと鉱山ふれあいの森	登別市教育委員会
	精二郎ブナの森	特定非営利活動法人ねおす
檜山森林管理署	しりうち新世紀の森	しりうち緑の少年団育成会
	なかよし海岸林	江差町立江差北小学校
渡島森林管理署	有斗・希望の森	函館大学付属 有斗高等学校
	柏稜永遠の森	函館大学付属 柏稜高等学校
18	33	

3 森林とのふれあいの推進

国有林では都市住民等が自然と親しみ、遊び、学ぶ喜びを味わっていただくために、森林空間を利用した森林とのふれあいの場を提供する「ふれあい推進事業」を実施しています。

また、北海道森林管理局は、森林づくりや環境保全を目的とした企業のCSR活動の支援として林業体験活動（間伐等）の技術指導等を実施しています。企業の社員及びそのご家族を対象とすることで幅広い年齢の方に森林に関わる活動をしていただける機会になっています。

北海道森林管理局は、平成23年度も、広く一般市民の方々から参加者を募集して春と秋の2回のイベントを開催します。また、局庁舎1階のエントランス部分にあるウッディホールでは、春に植物画展、夏に木工作品展、秋にキノコの写真・解説展を企画していますので、ぜひ皆様お越しください。

○ 平成23年度開催予定イベント

イベント名	概要	開催日
間伐体験と初夏の森林散策&丸山遠見望楼から樹海を一望する	林業体験活動（間伐）と森林散策の実施	6月上旬
キノコが森を創っている	五十嵐恒夫北海道名誉教授によるキノコについての座学講義とキノコ観察会	9月上旬



庁舎内の森林教室（局庁舎内）



企業へのCSR支援（胆振東部署管内）



ウッディホールでのパネル展



森林ふれあい推進事業（石狩署管内）

問い合わせ先

北海道森林管理局 指導普及課

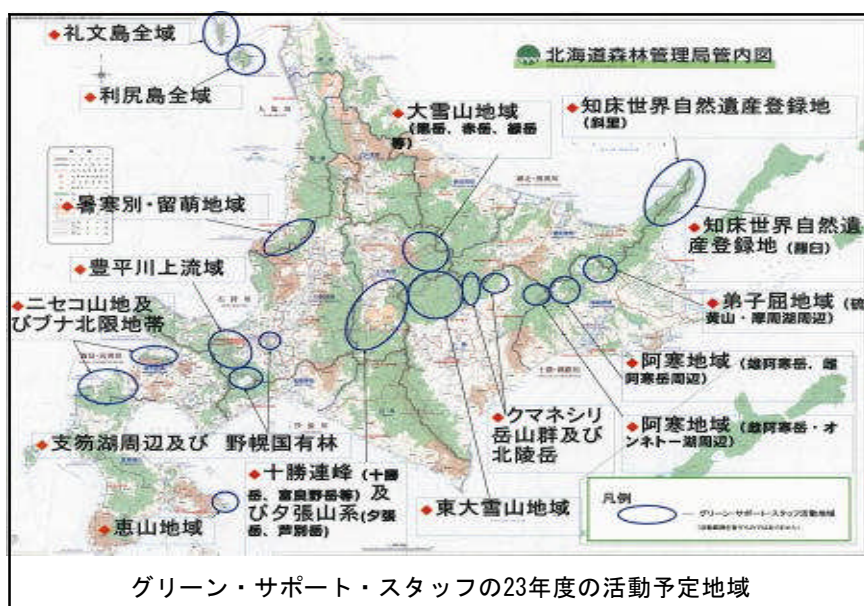
TEL：050-3160-6285 FAX：011-616-4021

4 グリーン・サポート・スタッフによるパトロールの実施

グリーン・サポート・スタッフは、大雪山系や利尻・礼文島をはじめ登山者など入林者が多い国有林において、入林者の集中による歩道や植生等の荒廃、ゴミの不法投棄による環境破壊等が懸念される箇所をパトロールし、入林者に対して利用マナー向上等について指導・啓発を行うとともに、ゴミの回収、歩道や標識の簡易な整備等を行う非常勤の森林保護員です。地元市町村、関係団体等の活動と連携して、各地域のきめ細かな保全管理活動を推進しています。

北海道におけるグリーン・サポート・スタッフの活動は、平成18年度に6森林管理(支)署の6地域からスタートしており、平成23年度は、12森林管理(支)署の16地域で活動を展開します。

また、各地域の活動内容は、活動地域での高山植物の開花情報などを含めて北海道森林管理局のホームページにおいて情報発信しています。



富良野西岳頂上における登山マナー啓発活動
(上川南部森林管理署管内)



利尻山登山道における携帯トイレブースの整備
(宗谷森林管理署管内)

問い合わせ先

北海道森林管理局 国有林野管理課

TEL: 050-3160-6286 FAX: 011-616-4021

5 森林環境保全ふれあいセンターにおける国際森林年の取組み

道内4箇所（札幌市、北見市、釧路市、函館市）にある森林環境保全ふれあいセンターでは、地域住民やボランティア団体等と連携・協働して自然再生の取組みや、地域住民を対象とした自然再生と森林環境を学ぶ森林づくり塾等の開催、森林環境教育の指導者向けマニュアルの作成及び技術的支援、自然観察路の整備等を実施します。

平成23年度は、国際森林年の取組みとして、「森を歩く」をテーマに、森林づくり塾等の開催（全センター）、みんなで森林づくり（札幌市）、森林体験教室（北見市）、市民参加による苗木作り（釧路市）、樹木博士認定会の開催（函館市）など引き続き自然再生と森林環境教育に取り組めます。



台風被害跡地でのボランティア植樹
（オホーツクの森：北見市）



地域のもりから学ぶ森林教室
（定山溪国有林：札幌市）

名称	国際森林年の主な取組み事項
石狩地域森林環境保全ふれあいセンター （札幌市）	・野幌森林公園において、市民等と協働して百年前の原始性が感じられる森へ再生する「野幌プロジェクト」の取組み ・定山溪地域の住民等との「地域のもりから学ぶ森林づくり」の取組み ・市民参加の「札幌水源の森林づくり」の取組み
常呂川森林環境保全ふれあいセンター （北見市）	・常呂川流域の「オホーツクの森」におけるボランティア団体等と連携した自然再生の取組み ・オホーツクの森の常設フィールドを活用した森林環境教育の取組み
釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター （釧路市）	・自然再生推進法に基づく釧路湿原自然再生協議会に参画し、釧路湿原上流域の国有林における自然再生の取組み ・パイロットフォレスト等を活用した森林環境教育の取組み
駒ヶ岳・大沼森林環境保全ふれあいセンター （函館市）	・大沼周辺の国有林において地域住民、ボランティア団体等と連携した多様性のある森林づくりの実践と継続的な普及啓発活動の取組み ・樹木博士認定常設コースを活用した森林環境教育の取組み

問い合わせ先

北海道森林管理局 指導普及課

TEL：050-3160-6285 FAX：011-616-4021

6 知床における国際森林年の取組み

知床の森林を国民参加で永久に守るため、平成20年3月にとりまとめられた「知床における国民参加の森林づくり活動等の推進に関するビジョン」を踏まえ、その実現に向けた具体的な取組みとして、地元の関係機関・団体及び学校等教育関係機関と連携しつつ、植樹などの森林づくり活動や知床ボランティア活動施設を活用した木工体験や森林教室など森林環境教育の推進に取り組んでいます。

また、知床におけるエゾシカ被害の深刻な状況をより多くの国民に理解していただくため、森林被害の実態について幅広く情報発信するとともに、国民参加によるエゾシカ食害防止ネット巻体験の実施など、地域と連携したエゾシカ対策の推進に取り組んでいます。

平成23年度は、国際森林年における我が国のテーマが「森を歩く」であることを踏まえ、ポンポロ沼（自然観察教育林）やオシンコシンの滝上部の原生的な森など、知床の豊かな自然の中を歩く機会の一般市民への提供に取り組めます。



植樹体験イベント



夏休みに開催した木工教室



イベント参加者によるネット巻き体験

問い合わせ先

北海道森林管理局 指導普及課

TEL : 050-3160-6285 FAX : 011-616-4021

北海道森林管理局 知床森林センター

TEL : 050-3160-5780 FAX : 0152-24-3477

7 林道ゲートの適切な取扱い

平成22年8月に日高山系糠平岳において登山ツアー客が大雨で下山できなくなりヘリコプターで救助されるという山岳遭難事故がありましたが、遭難したツアーのガイドは、通行禁止としていた国有林林道の錠前（通称：ダルマ錠）を合鍵で開けて入山しており、国有林林道の合鍵が市販されていたことや広く出回っていることが新聞紙面で大きく取り上げられました。

北海道森林管理局は、平成23年が国際森林年であり、我が国のテーマが「森を歩く」であることを踏まえ、多くの国民に開かれた国民の森林である国有林に入っただき、その素晴らしい自然環境を楽しんでいただくため、林道ゲートの開閉や鍵の取扱いについて検討し林道を次の3つのタイプに大別することにしました。

- ① 散策や登山など森林レクリエーションの場としてのニーズの高い国有林に通じる林道については、一般車両の安全通行が確保される場合には、一般車両の通行を認め、常時ゲートを開放する（大雨時等には閉鎖することもある。）。
- ② 一般車両の安全通行が確保できない場合や、事業実行により車両の安全通行に支障がある場合には、ゲートを閉鎖施錠し（「止め番」と言われるオリジナルの錠前を使用する。）、鍵を貸し出さない。
- ③ ゴミの不法投棄を防ぐ場合や、多くの一般車両が入り込むとすれ違いが困難になる場合にはゲートを閉鎖施錠するが（入り込み車両の数を絞り込む必要のある林道では「止め番」、それ以外の林道では「ダイヤル錠」を使用する。）、申請があれば鍵を貸し出すか、ナンバーを教える。

路線毎にどのタイプに該当するかについては、当該路線を管理する森林管理署等までお尋ねください。



林道ゲート



止め番



ダイヤル錠

なお、合鍵が市販されていることや広く出回っていると報道された「ダルマ錠」は、すべて「止め番」か「ダイヤル錠」に順次交換します。

また、北海道森林管理局管内では、平成21年度に約800個の錠前が壊されました。②のタイプの林道は解放することはできませんが、③のタイプの林道であれば、森林管理署等に申請していただければ、鍵をお貸しするなり、ナンバーをお教えするなりいたしますので、錠前は絶対に壊さないようお願いします。

問い合わせ先

北海道森林管理局 企画課

TEL : 050-3160-6271 FAX : 011-622-5194

北海道森林管理局 国有林野管理課

TEL : 050-3160-6286 FAX : 011-616-4021

北海道森林管理局 森林整備第二課

TEL : 050-3160-6289 FAX : 011-614-2654

(参考) 平成23年度の主要事業量及び予算

1 主要事業量

区 分		単位	22年度当初		23年度当初	対前年度比
収 穫 量	主 伐	千m³	180		144	80%
	間 伐	千m³	1,131		1,455	129%
	計	千m³	1,310		1,599	122%
販 売 量	立木販売	千m³	507		463	91%
	製品販売	千m³	509		562	110%
造 林	地 拵	ha	() 1,045	(30)	968	93%
	植 付	ha	(711) 724	(28)	1,020	141%
林 道	新 設	km	(14) 41	(17) ※	119	287%
	改 良	km	(1) 63	(2)	33	52%
治 山 事 業		百万円	(235) 3,187	(931)	2,597	81%

注:()は前年度繰越で外書 ※:H23事業量は林業専用道

2 予 算

(単位:百万円)

区 分		22年度当初		23年度当初	対前年度比
収入	林 産 物 等 収 入	4,728		5,450	115%
	分 収 育 林 収 入	11		10	90%
	林 野 土 地 売 払 代	205		120	59%
	土 石 売 払 代	182		148	82%
	財 産 貸 付 料 等 収 入 (雑 収 入 含 む)	674		654	97%
	計	5,800		6,382	110%
支出	事 業 的 経 費 等	(1,674)	13,482	(67) 13,356	99%
	給 与 経 費	10,199		9,219	90%
	そ の 他 の 経 費	() 621	()	627	101%
	計	(1,674)	24,302	(67) 23,202	95%

注:()は前年度繰越額で外書